

岩手県告示第272号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
産業経済 交流課	運輸事業振興費補助	産業経済 交流課	<u>運輸事業振興費補助及びいわて新事業活動促進支援事業費補助</u>
観光課	みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助 <u>及び旅館等耐震改修利子補給補助</u>	観光課	みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助、外国人観光客受入促進環境整備事業費補助、三陸地域エクスカーション等誘致促進事業費補助、 <u>旅館等耐震改修利子補給補助及び東北絆まつり2018盛岡開催費補助</u>
雇用対策 ・労働室	公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、求人情報発信支援事業費補助、U・Iターン中核人材就業支援事業費補助、事業復興型雇用創出事業費補助、事業復興型雇用確保事業費補助、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び岩手県職業能力開発協会補助	雇用対策 ・労働室	公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助、求人情報発信支援事業費補助、U・Iターン中核人材就業支援事業費補助、 <u>いわて働き方改革等推進事業費補助</u> 、事業復興型雇用創出事業費補助、事業復興型雇用確保事業費補助、認定職業訓練運営費補助（全県域を活動区域とする団体に係る補助金に限る。）及び岩手県職業能力開発協会補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			